

守谷市国土強靱化地域計画（案）

令和4年 月

茨城県 守谷市

目 次

第1章	計画改定の背景・位置付け	1
1.	計画改定の背景	1
2.	計画の位置付け	1
3.	第三次守谷市総合計画との関係	2
4.	計画期間	3
第2章	本市における国土強靱化の考え方	4
1.	本市の地域特性	4
2.	基本理念	4
(1)	「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくり	4
(2)	他地域へのサポートを見据えた地域づくり	5
3.	基本目標・事前に備えるべき目標	6
(1)	基本目標	6
(2)	事前に備えるべき目標	6
4.	本市の強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	7
(1)	市民等の主体的な参画	7
(2)	ソフト対策とハード対策の組み合わせによる効率的・効果的な施策の推進	7
(3)	平時からの有効活用	7
(4)	地域の特性に応じた施策の推進	7
(5)	SDGs(持続可能な開発目標)への貢献	7
第3章	ぜいじゃくせい 脆弱性評価と対応方策	8
1.	想定するリスク	8
2.	リスクシナリオの設定	8
3.	リスクシナリオごとの ぜいじゃくせい 脆弱性評価と対応方針	10
第4章	施策分野ごとの対応方針	53
1.	施策分野の設定	53
2.	施策分野とリスクシナリオ・対応方針の対応及び目標指標の設定	54
第5章	計画の推進体制	59
1.	重点化の設定	59
2.	具体的な取組の推進と進捗管理	61

第1章 計画改定の背景・位置付け

1. 計画改定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通して、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されるようになった。

こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を繰り返し行ってきた状況を反省し、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が交付・施行された。平成26年6月には、同法に基づく「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害に備え、施策を推進するための枠組みが整備された。

茨城県は、平成29年2月に、市町村や関係機関相互の連携の下、国土強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する県民等の生活の安全が十分に確保されることなどを目的とした、「茨城県国土強靭化計画（以下「県計画」という。）」を策定した。

このような中、本市は、様々な大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、社会経済活動を維持し、迅速に復旧復興できる強くしなやかな地域づくりを推進するため、令和2年4月に「守谷市国土強靭化地域計画」を策定した。

計画の期間満了に伴い、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに対応し、大規模自然災害へのより一層の対策の充実・強化を図るため、見直しを行う。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、同法第14条に基づき基本計画及び県計画と調和を保った計画である。

また、第三次守谷市総合計画との整合・調和を図りながら、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となる。

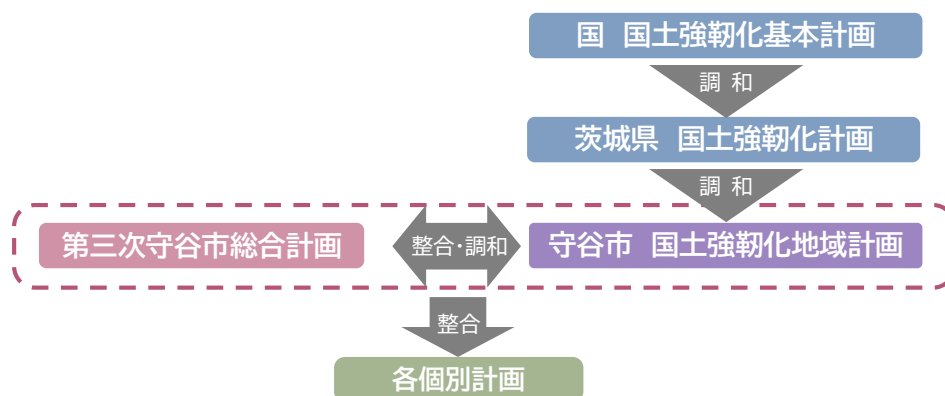


図 本計画の位置づけ

3. 第三次守谷市総合計画との関係

第三次守谷市総合計画は、社会情勢の変化やこれまで取り組んできたまちづくりを振り返り、本市の目指す将来の実現に向け、様々な分野の総合的かつ計画的な行政運営を行っていくための基本となる計画である。

一方で本計画は、発災前における施策を対象とし、最悪の事態に陥ることを避けるよう地域の特性を考慮し、行政機能や地域社会経済など地域全体としての強靱化に関する総合的な指針となる計画である。そのため、第三次守谷市総合計画のあらゆる分野を対象として、強靱化の視点から対応方針を検討し、施策及び事業の実施と進捗管理における整合を図るものとする。

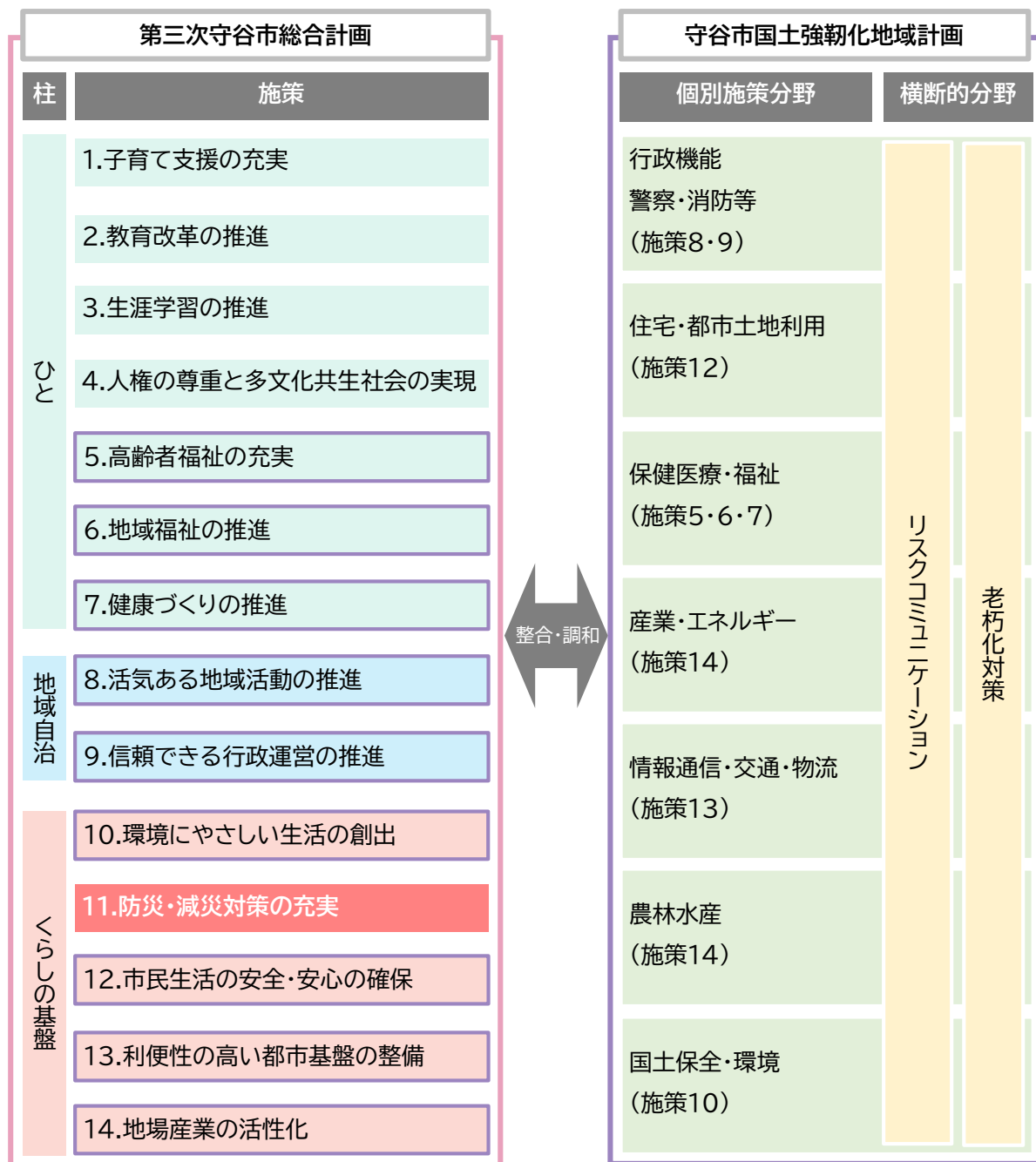


図 第三次守谷市総合計画との関係図

※守谷市国土強靱化地域計画における個別施策と横断的施策の詳細は第4章に示す。

4. 計画期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、「第三次守谷市総合計画」の前期基本計画の見直しと共に、本計画の見直しを行う。

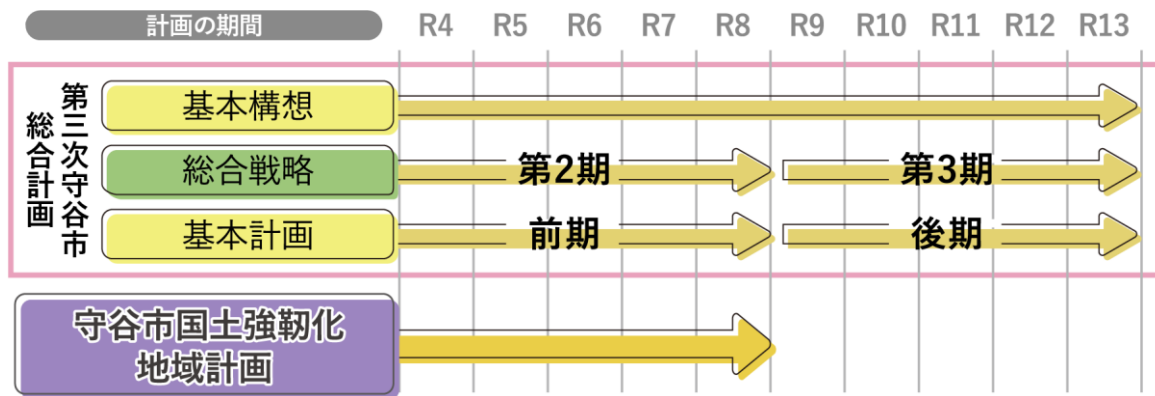


図 守谷市国土強靱化地域計画における計画期間

第2章 本市における国土強靱化の考え方

1. 本市の地域特性

本市は、利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれ、台地は樹枝状に谷津が形成され、まちを取り囲むように斜面林が連なり、豊かな水辺と緑に恵まれたまちである。この元来の地形を生かし台地上に市街地が立地した都市構造となっている。

つくばエクスプレスを利用することで、東京都心へ約30分でアクセス可能であり、また、高速自動車道で首都圏と結ばれ、地理的優位性を有している。

人口は、国勢調査結果より、平成27年で64,753人、令和2年で68,426人であり、令和3年12月1日時点の常住人口は69,478人と年々増加を続けており、全国的な傾向と同様に少子高齢化は進みつつあるものの、成長を促す活力を有している。

2. 基本理念

(1) 「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくり

これまで日本各地では、地理的・地形的・気象的な特性から、数多くの自然災害に繰り返し苦しめられ、多くの尊い人命を失い、莫大^{はくだい}な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。さらには令和2年1月に日本人初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、世界中で多くの犠牲者を出し、我が国においても医療体制のひっ迫や経済の低迷、生活様式の変化をもたらしたことにより、コロナ禍での数々の教訓や働き方、住まい方の変化を契機としたまちづくりを行う必要がある。

茨城県においても、平成23年3月の東日本大震災で甚大な被害を受けたほか、近年では、平成24年5月の竜巻や平成27年9月関東・東北豪雨など、気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。

今後、茨城県南部地震を含む首都直下地震が非常に高い確率で発生することが予想されており、また過去に経験をしたことがない台風の襲来や集中豪雨等による水害が頻発していることから、本市では各種インフラ整備による防災対策や、市民の防災意識を高め自主防災組織の重要性を広めるとともに、防災訓練の実施等による防災・減災への意識啓発等を行ってきた。今後は、様々な災害が身近で起こりうるとの認識のもと、あらゆるリスクを見据えつつ、人命を守り、社会経済活動への被害が致命的にならないようにする「強さ」と、受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域を目指す。

(2) 他地域へのサポートを見据えた地域づくり

守谷サービスエリアは、首都圏に近接していることから、首都直下地震等の災害が発生した際の進出拠点として、また、広域災害時の支援拠点としての役割が期待されている。

このような点を踏まえて、国土強靱化に向けた本市の役割としては、ソフトとハードが一体となった防災・減災対策や老朽化が進むインフラへの対応などはもとより、交通ネットワークの更なる強化や食料・エネルギー自給率の向上など本市の強靱化を図り、他の地域が被災した場合にも必要な支援が行えるよう、余裕を持った備えをしていく必要がある。

また、国全体の強靱化を図る上で、被災地以外の地域に対しては、国民の命を守る食料・エネルギー供給やリスク分散の受け皿、被災地への緊急支援などが求められることから、首都直下地震などにより首都圏が被災した場合や、南海トラフ地震などにより他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることが重要である。

3. 基本目標・事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

基本計画及び県計画を踏まえ、次の4つを基本目標に位置付け、強くしなやかな地域づくりを推進していく。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市政及び社会の重要な機能が致命的な被害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

前記の基本目標の実現に向け、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるといった「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げるため、次の8つの事項を事前に備えるべき目標とする。

- ①大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機器を確保する
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4. 本市の強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

(1) 市民等の主体的な参画

市民、市民団体、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、市、市民、民間事業者、地域等との適切な連携、役割分担のもと、主体的に行動できる取組を推進する。

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせによる効率的・効果的な施策の推進

基本目標を実現するためには、施設の整備・耐震化、代替施設等のハード対策のみではなく、訓練・防災教育、ICT技術の活用、国土利用の見直し等のソフト対策について、災害リスクや地域の状況等に応じて、常に効率的・効果的な手法の検討を心掛ける。

また、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設をはじめとした公共施設については、予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めなど適切な施設管理を推進する。

(3) 平時からの有効活用

非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時にも有効に活用されるよう推進する。

例えば、災害時では避難経路となり得る緑地やオープンスペース等は、平時では景観の向上や自然との共生、周辺環境との調和等の機能を有するように、平時においても利活用が図られ、市民生活の豊かさの向上等に資する施策となるよう留意する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

人のつながりやコミュニティ機能の向上を図るとともに、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じ、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。

(5) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、強靱化施策の実施においては、災害時のみならず、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会課題の解決にも寄与するといった目標の達成に取り組む。

本計画では、SDGsの17のゴール（目標）のうち13「気候変動に具体的な対策を」を中心に、11「住み続けられるまちづくりを」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」のゴール（目標）に特に貢献するものであり、本市はこれらのSDGsのゴール（目標）を意識しながら取組みを推進する。



第3章 脆弱性^{ぜいじゃくせい}評価と対応方策

1. 想定するリスク

本市に影響を及ぼすリスクとして、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故災害やテロ等を含めたあらゆる事象が想定されるが、基本計画及び県計画においても、首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、当面、大規模自然災害を対象とする。

大規模自然災害の範囲は、本市に甚大な被害をもたらすと想定される「大規模地震（茨城県南部地震）」及び「風水害」とする。

2. リスクシナリオの設定

基本計画、県計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境等を踏まえ、8つの事前に備えるべき目標に対応する29のリスクシナリオ（最悪の事態）を設定する。

■本計画におけるリスクシナリオ（最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	新型コロナウイルス感染症の拡大

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（最悪の事態）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	鉄道、道路等の基幹インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. リスクシナリオごとの脆弱性評価と対応方針

29のリスクシナリオごとに課題等を整理し、現在の対応力について脆弱性評価を行い、リスクシナリオの発生を防ぐための対応方策を設定する。

事前に備えるべき目標：大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1：住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【リスク内容】

A)茨城県南部地震が発生した場合、市内全域が震度 6 弱～6 強の揺れに見舞われ家屋や橋りょう、電柱などの公共公益施設が倒壊し、多数の死傷者が発生。

【脆弱性評価結果】

地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物や公共公益施設の倒壊被害を減らすことが重要であるとともに、倒壊の際には安否確認や避難行動の支援等において地域の助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成を図る必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化）

- 市内の住宅・建築物は、茨城県南部地震が発生した場合、全半壊合わせて最大で約7,798棟が倒壊する見込みであることから、地震による建築物の倒壊を防ぐため、「守谷市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性能の向上を図る必要がある。
- 公共施設の倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全点検に取り組むとともに、ブロック塀等の個々の所有者における転倒防止対策の理解と自己点検を促進し、安全対策を図る。
- 家庭での室内安全対策を進めるために、家具の転倒防止対策等の普及啓発を進める。

（公共公益施設の耐震化）

- 各管理者との連携のもと、沿道を含め道路利用者に公共公益施設の倒壊・破損による危害を与えないよう、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。
- 安全な避難経路や円滑な消防活動への寄与が期待される公園等のオープンスペースの整備を推進する必要がある。

（安全安心な市街地整備）

- 安全な市街地の整備に向けて、災害時の避難や消火活動を妨げる可能性のある老朽化した建築物や移動困難な街路等を再整備するための土地区画整理事業や街路事業等を推進する必要がある。
- 自らの身は自らで守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に取り組むことができるような地域にするため、自主防災組織の育成やまちづくり協議会との連携が必要である。また、避難行動要支援者が確実に避難できる対応策について体制の確立と訓練が必要である。

【対応方針】

（住宅・建築物等の耐震化）

- ・ 守谷市耐震改修促進計画に基づいた住宅・建築物の耐震化の促進
- ・ 建築物内の室内安全対策の促進
- ・ 倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全確保事業の推進
- ・ 家具の転倒防止対策等の促進

（公共公益施設の耐震化）

- ・ 橋梁の長寿命化修繕事業の推進
- ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化の促進

（安全安心な市街地整備）

- ・ 無電柱化事業の推進
- ・ 土地区画整理事業の推進
- ・ 街路事業の推進
- ・ 自主防災組織の育成等
- ・ 要支援者への対応検証・訓練の実施
- ・ オープンスペース整備の推進

1-2：突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【リスク内容】

- A) 台風やゲリラ豪雨等の異常気象が発生し、本市を囲う利根川（南）、鬼怒川（西）、小貝川（北）の3河川が氾濫に見舞われ、浸水が発生。
- B) 異常気象により、道路冠水等が過去に発生した実績もあることから、道路側溝を含む雨水排水施設の排水能力を上回り、浸水被害が発生。

【脆弱性評価結果】

土地面積の20.1%が想定浸水域に含まれることから、関係機関と連携した河川の整備、排水処理機能の強化を推進するとともに、守谷市ハザードマップの普及と啓発を通じて、住民等の安全確保対策の強化推進を図ることや、避難行動の支援等において地域の助け合いが大切なことから、自主防災組織の育成を図る必要がある。

（河川改修・雨水幹線の整備）

- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理者と連携した河川管理施設等の整備・維持管理・更新が必要である。
- 雨水排水施設の機能改善及び老朽化対策として、排水樋管、雨水管きよ、道路側溝等の計画的な、点検・調査・改築等により、排水機能を確保し、継続的に維持していく。

（排水処理機能の向上）

- 守谷サービスエリアは、市管轄外であるものの、スマートICの設置検討が進められていることや、首都直下地震等の広域災害が発生した際の進出拠点として位置付けられている重要拠点であることから、下水処理場の浄化センターや廃棄物の中間処理場である常総環境センターとともに雨水排水機能の維持及び改善や浸水時における緊急時の処置が必要である。

（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）

- 降雨や浸水の状況、雨水排水施設等の整備状況、土地の利用状況等の変化に対応し、守谷市防災ハザードマップを適宜見直し更新する。
- 危機意識の高揚を図るため、守谷市防災ハザードマップの普及を促進する。
- 災害時の逃げ遅れを無くすため、市民自らの判断で避難行動が行えるように、マイタイムラインの作成を推進する。

（安全安心な市街地整備）（再掲）

- 安全な市街地の整備に向けて、災害時の避難や消火活動を妨げる可能性のある老朽化した建築物や移動困難な街路等を再整備するための土地区画整理事業や街路事業等を推進する必要がある。
- 自らの身は自らで守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に取り組むことができるような地域にするため、自主防災組織の育成やまちづくり協議会との連携が必要である。また、避難行動要支援者が確実に避難できる対応策について体制の確立と訓練が必要である。
- 安全な避難経路や円滑な消防活動への寄与が期待される公園等のオープンスペースの整備を推進する必要がある。

【対応方針】

（河川改修・雨水幹線の整備）

- ・ 河川管理者による河川改修の促進
- ・ 下水道施設（雨水）の老朽化対策
- ・ 下水道施設（雨水）の機能改善
- ・ 道路排水施設の機能改善
- ・ 雨水管渠整備事業の推進
- ・ 各管理者の連携による施設の適切な維持管理

（排水処理機能の向上）

- ・ 常総環境センターや守谷サービスエリアにおける雨水排水施設等の機能維持
- ・ 浄化センターにおける雨水排水機能の維持及び改善、浸水時における緊急時対策の推進
- ・ 雨水管渠整備事業の推進

（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）

- ・ 様々な変化に対応した守谷市防災ハザードマップの適宜見直しの推進
- ・ 守谷市防災ハザードマップの普及促進
- ・ マイタイムラインの普及促進

（安全安心な市街地整備）（再掲）

- ・ 無電柱化事業の推進
- ・ 土地区画整理事業の推進
- ・ 街路事業の推進
- ・ 自主防災組織等の育成
- ・ 要支援者への対応検証・訓練の実施
- ・ オープンスペース整備の推進

1-3：大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【リスク内容】

A)地震や異常気象が起因となる土砂崩落が発生し、住宅に被害が発生。

【脆弱性評価結果】

市内19箇所ある土砂災害警戒区域に対して、人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。

（土砂災害防止機能の老朽化対策）

- 土砂災害を防止するため、風雨や地震などにより崩壊する危険性のある傾斜等の解消を推進する。
- 土砂災害防止施設の定期的に適切な維持管理を行い、地形の変化等を確認する。

（土砂災害警戒区域における居住者支援）

- 土砂災害警戒区域内の居住者との連絡体制を検証する。

（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）（再掲）

- 県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や、土地の利用状況等の変化に対応し、守谷市防災ハザードマップを適宜見直し更新する。
- 危機意識の高揚を図るため、守谷市防災ハザードマップの普及を促進する。
- 災害時の逃げ遅れを無くすため、市民自らの判断で避難行動が行えるように、マイタイムラインの作成を推進する。

【対応方針】

（土砂災害防止機能の老朽化対策）

- ・ 土砂災害警戒区域の定期的な維持管理

（土砂災害警戒区域における居住者支援）

- ・ 居住者との連絡体制等の検証

（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）（再掲）

- ・ 様々な変化に対応した守谷市防災ハザードマップの適宜見直しの推進
- ・ 守谷市防災ハザードマップの普及促進
- ・ マイタイムラインの普及促進

1-4：情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【リスク内容】

A)情報伝達が遅れることにより、洪水浸水エリアの住民の避難が遅れ、死傷者が発生。

【脆弱性評価結果】

災害時に防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、効果的な体制を確立する必要がある。

（情報の収集・伝達手段の多様化）

- 利根川の洪水発生時における最大破堤点近傍は最短10分で2.5m浸水するエリアがあることから、情報通信の麻痺に備えつつ、災害時に市民が迅速かつ的確に避難できるよう様々な媒体による伝達手段を確保し、伝達する。

（情報伝達手段の確保・整備）

- 災害情報を多様な手段で発信するため、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源の確保のため発電機等の燃料の確保を図る。

（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）（再掲）

- 降雨や浸水の状況、雨水排水施設等の整備状況、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、土地の利用状況等の変化に対応し、守谷市防災ハザードマップを適宜見直し更新する。
- 危機意識の高揚を図るため、守谷市防災ハザードマップの普及を促進する。
- 災害時の逃げ遅れを無くすため、市民自らの判断で避難行動が行えるように、マイタイムラインの作成を推進する。

【対応方針】

（情報の収集・伝達）
・ ICT を活用した災害情報伝達手段の多様化 ・ 広報活動事業の推進 ・ ホームページ運営管理事業の推進 ・ スマート雨水マネジメントシステムの機能強化・充実
（情報伝達手段の確保・整備）
・ 情報システムを維持・稼働させる非常用電源等の確保 ・ 情報ネットワーク設備の平常時からの点検・管理 ・ 情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化 ・ ホームページ運営管理事業の推進 ・ 防災システム関係の確実な維持管理 ・ 情報伝達訓練の実施
（守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及）（再掲）
・ 様々な変化に対応した守谷市防災ハザードマップの適宜見直しの推進 ・ 守谷市防災ハザードマップの普及促進 ・ マイタイムラインの普及促進

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【リスク内容】

- A) 物資の供給停止及び避難所の備蓄品が不足する。
- B) 大規模地震により、橋りょう被害の発生や幹線道路等の沿道建物及び電柱の道路上への倒壊により、緊急輸送道路等の主要な道路が寸断し、緊急支援物資が届かない地域が発生。
- C) 道路上の電柱の倒壊等により道路閉塞が生じ、避難所への物資供給の遅れが発生。
- D) 当該地震により、上水道施設が破損し、安定した給水が困難となる。

【脆弱性評価結果】

災害発生直後は、物資の供給や外部支援が困難となるため、食糧、飲料水、生活必需品などを備蓄する必要がある。

（物資の備蓄、調達・供給体制の整備）

- 避難所の備蓄品目・備蓄数の確実な確保に向けた強化が必要である。
- 被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、避難施設への備蓄品の充実・強化を図り、計画的に備蓄を進めるとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等との協力体制が災害時に機能するよう連携強化が必要である。

（緊急輸送道路の整備等）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、物資等の供給のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、沿道を含め道路利用者に公共公益施設の倒壊・破損による道路閉塞が発生しないよう、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

（水道施設の耐震化等）

- 水道施設に関し、被災から1週間後も市内の約20%が断水していると想定されている（茨城県地震被害想定調査H30.12）ことから、水道施設の耐震化の推進が必要である。また、雨水、再生水などの多様な水源利用の普及促進や、避難所となる施設で、井戸等の設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組が必要である。

【対応方針】

（物資の備蓄、調達・供給体制の整備）
・避難所や家庭、事業所での生活必需品の備蓄 ・災害時応援協定事業者との連携強化 ・備蓄品集中管理のための大型防災倉庫の建築 ・水道事業関係団体の参画による連携強化 避難所における非常電源の確保
（緊急輸送道路の整備等）
・道路の防災・減災対策の推進 ・緊急輸送道路の整備 ・緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・橋梁長寿命化修繕事業の推進
（公共公益施設の耐震化）（再掲）
・橋梁の長寿命化修繕事業の推進 ・各管理者の連携による道路附属物の耐震化の促進
（水道施設の耐震化等）
・上水道施設の耐震化推進 ・応急給水体制の整備推進 ・配水管整備事業の推進 ・水道施設の適切な維持管理

2-2：多岐かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【リスク内容】

A)大規模地震により、橋りょう被害の発生や幹線道路等の沿道建物及び電柱の道路上への倒壊により、緊急輸送道路等の主要な道路が寸断し、孤立地域が発生。

【脆弱性評価結果】

孤立地域の発生を防ぐためには、住宅・建築物や公共公益施設の被害を減らし、道路閉塞を防ぐことが必要である。

（住宅・建築物等の耐震化）（再掲）

- 市内の住宅・建築物は、茨城県南部地震が発生した場合、全半壊合わせて最大で約7,798棟が倒壊する見込みであることから、建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、「守谷市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性能の向上を図る必要がある。
- 公共施設のブロック塀等の安全点検に取り組むとともに、ブロック塀等の個々の所有者における転倒防止対策の理解と自己点検を促進し、安全対策を図る。
- 孤立が発生した地域の被害を最小限にとどめるため、家庭での室内安全対策を等の普及啓発を進める。

（緊急輸送道路の整備等）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、物資等の供給のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、沿道を含め道路利用者に公共公益施設の倒壊・破損による危害を与えないよう、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

（物資の備蓄、調達・供給体制の整備）（再掲）

- 孤立地域で物資の不足が発生しないために、避難所の備蓄品目・備蓄数の確実な確保に向けた強化が必要である。
- 被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、避難施設への備蓄品の充実・強化を図り、計画的に備蓄を進めるとともに、家庭や民間事業所での備蓄を啓発する。
- 県及び相互応援協力他市町村、災害時支援協力事業所等との協力体制が災害時に機能するよう連携強化が必要である。

【対応方針】

(住宅・建築物等の耐震化) (再掲)
・ 守谷市耐震改修促進計画に基づいた住宅・建築物の耐震化の促進 ・ 建築物内の室内安全対策の促進 ・ 倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全確保事業の推進 ・ 家具の転倒防止対策等の促進
(緊急輸送道路の整備等) (再掲)
・ 道路の防災・減災対策の推進 ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進
(公共公益施設の耐震化) (再掲)
・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進 ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化促進
(物資の備蓄、調達・供給体制の整備) (再掲)
・ 避難所や家庭、事業所での生活必需品の備蓄 ・ 災害時応援協定事業者との連携強化 ・ 備蓄品集中管理のための大型防災倉庫の建築 ・ 水道事業関係団体の参画による連携強化 ・ 避難所における非常電源の確保

2-3：自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【リスク内容】

- A)大規模地震により、橋りょう被害の発生や幹線道路等の沿道建物及び電柱の道路上への倒壊により、緊急輸送道路等の主要な道路が寸断し、消防や自衛隊・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による救急活動が行えない地域が発生。
- B)消防・救急活動が行えない地域の自主防災組織が機能せず、救助・救急活動に遅れが発生。
- C)消防署から緊急車両が出動する道路が電柱の倒壊等による道路閉塞が生じ、救助・救急活動に遅延が発生。

【脆弱性評価結果】

広域的に多数発生することが予想される救助要請に対して的確に対処するために、救助・救急に関する体制の整備や関係機関との連携を図ることが必要である。

（広域連携体制の整備）

- 救助・救急活動等の不足を避けるため、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の応援部隊を受け入れて、円滑な活動を行うための連携体制を構築する。
- 市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る。

（救急・救助活動体制の強化・整備）

- 災害時の被害を抑制し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める必要がある。
- 災害時に医療機能を維持するため、平時から医療機関と連携した医療施設、医療資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。
- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化が必要である。
- 市外からの救援ルートの強化に向け、守谷サービスエリアの機能強化（スマートIC整備）が必要である。
- 地域防災力を強化するため、自主防災組織や消防団員の人材確保、育成、装備資機材等の充実・強化を図る。

（緊急輸送道路の整備等）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、救助・救急活のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、公共公益施設の倒壊による道路閉塞が発生し、救助・救急活動の遅延が生じないために、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

【対応方針】

（広域連携体制の整備）

- ・ 消防相互応援体制の連携強化
- ・ 守谷サービスエリアの活用検討
- ・ 市町村災害救助法等の確実な施行に向けた検証
- ・ 日本赤十字社地区事業の推進
- ・ 市外からの支援及びボランティアの受け入れ態勢の検証

（救急・救助活動体制の強化・整備）

- ・ 消防等における災害対応力強化
- ・ 装備資機材などの充実強化
- ・ 消防団員の活動強化
- ・ 自主防災組織の育成・支援、消防団の充実

（緊急輸送道路の整備等）（再掲）

- ・ 道路の防災・減災対策の推進
- ・ 緊急輸送道路の整備
- ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保
- ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- ・ 橋梁の長寿命化修繕事業の推進
- ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化の促進

2-4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【リスク内容】

- A)市外から守谷市に通勤・通学等でつくばエクスプレス及び常総線を使用し、震災により帰宅困難者が発生。
- B)市外から守谷市に通勤・通学等で車両等を使用し、震災により帰宅困難者が発生。

【脆弱性評価結果】

鉄道・車両利用による帰宅困難者が約3,000人程度想定されることから、市民だけでなく、市外からの通勤者・通学者の帰宅困難者への対応が必要である。

(帰宅困難者の受入体制の確保)

- 滞在場所となり得る公共施設等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、簡易トイレ等）の耐震化等の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所とその安全性を確保していく。

(交通インフラの早期復旧)

- 帰宅のために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、洪水・土砂災害対策等について道路管理者及び鉄道事業者等、関係機関との連携調整を事前に行う。
- 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスクについて、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送に係る代替バスの確保と運行経路などを、市と交通事業者等の関係機関と連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

(情報システムの機能強化)

- 鉄道・バスの運行状況や道路交通の現状及び見通しに関する情報を入手する仕組みや、子どもの安否情報等を得られる仕組みの導入により、家族の安全を確認できる情報整備を進め、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく。

【対応方針】

(帰宅困難者の受入体制の確保)

- ・ 避難施設の整備運営の検証

(交通インフラの早期復旧)

- ・ 道路管理者、鉄道管理者との連携連絡体制の構築

(情報システムの機能強化)

- ・ 防災システム関係維持管理事業
- ・ ホームページ運営管理事業の推進
- ・ 広報活動事業の推進
- ・ 安否確認システムの整備・強化

2-5：医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【リスク内容】

- A)大規模地震により、橋りょう被害の発生や幹線道路等の沿道建物及び電柱の道路上への倒壊により、緊急輸送道路等の主要な道路が寸断し、医療支援が行えない地域が発生。
- B)医療施設の非常用電源が機能せず、医療機能の麻痺が発生。
- C)道路上の電柱の倒壊等により道路閉塞が生じ、医療施設にアクセスする道路が途絶され、救助・救急活動の遅れが発生。

【脆弱性評価結果】

医療施設や医療関係者の被災、道路閉塞による医薬品等の供給が途絶えることがないよう、関係機関との連携や施設の耐震化が必要である。

（地域の医療機関との連携）

- 大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関と連携し適切な医療機能の提供について検討する。
- 医薬品等の供給のための連絡体制について、医療機関への周知を図り、災害時における救急医療への対応に備える。

（医療施設の耐震化等）

- 自家用発電設備等に使用する燃料等の備蓄の必要性について、継続的に認識を高める必要がある。
- 病院・診療所の耐震化率が80%であることから、耐震化に向けた啓発が必要である。

（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、物資等の供給のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、沿道を含め道路利用者に公共公益施設の倒壊・破損による危害を与えないよう、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

【対応方針】

（地域の医療機関との連携）
・ 医師会等の関係機関等との連携強化 ・ 休日夜間急患センターとの連携強化 ・ 関係機関と連携した、常総地域病院群輪番制の機能・連携強化
（医療施設の耐震化等）
・ 医療施設等の耐震化推進 ・ 医療施設における自家発電装置等の設置
（緊急輸送道路の整備等）（再掲）
・ 道路の防災・減災対策の推進 ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進
（公共公益施設の耐震化）（再掲）
・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進 ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化促進

2-6：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【リスク内容】

A)避難所での衛生管理の不足や下水道施設の破損等により、避難所内での疫病・感染症の発生・まん延が発生。

【脆弱性評価結果】

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からの適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、災害時には避難所において良好な衛生環境を保つ必要がある。

（感染予防対策の推進）

- 避難者にインフルエンザ、新型インフルエンザ、ノロウイルス、O157 などの感染防止、また、災害時には避難所となる施設の衛生環境を良好に保っていく。
- 避難所等の衛生管理に必要な消毒液等の薬剤や簡易トイレ等の備品について、備蓄及び県や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

（下水道施設等の整備）

- 地震発生時に汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。また、下水処理場における汚泥処理の停止を回避する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。

【対応方針】

（感染予防対策の推進）

- ・ 平常時からの予防接種促進
- ・ 高齢者予防接種助成事業の推進
- ・ 避難所における感染症の予防対策
- ・ 感染症予防の促進
- ・ 避難所における衛生用品の備蓄強化
- ・ 関係機関と連携した衛生用品の確保促進
- ・ 分散避難の推奨

（下水道施設等の整備）

- ・ 下水道施設の耐震化推進
- ・ 下水道施設の長寿命化推進
- ・ 適切なし尿処理の促進
- ・ 浄化センターにおける機能の維持及び改善
- ・ 農業集落排水処理施設等維持管理業務の推進

2-7：新型コロナウイルスの感染拡大

【リスク内容】

A)避難所での人々の密集や衛生管理用品の不足等により、避難所内でのクラスターが発生

【脆弱性評価結果】

避難所に避難者が密集することにより、新型コロナウイルスのクラスター感染が発生するおそれがあることから、避難所における感染対策が必要である。

（ワクチン接種の推進）

○ 平時からのワクチン接種を推進し、感染拡大を抑えることが必要である。

（密集・密接・密閉の回避）

- 避難所で新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合の隔離施設を設定する。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症への対策に向け、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資の備蓄が必要である。

【対応方針】

（ワクチン接種の推進）

- ・新型コロナウイルスワクチンの接種促進

（密集・密接・密閉の回避）

- ・新型コロナウイルス感染症対策の強化
- ・陽性者発生時等による避難所施設の利用方法の検証
- ・避難所における衛生用品の備蓄強化
- ・分散避難の推奨

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する

3-1：地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【リスク内容】

- A)当該地震の発生により、避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる公共施設の倒壊により、機能の低下が発生。
- B)職員の被災により、応急復旧に向けた迅速かつ的確な対応に遅延が発生。

【脆弱性評価結果】

行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。

（市の体制整備）

- 守谷市災害時業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を迅速に実施し復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより業務継続体制を強化する。
- 警察・消防等を含む行政機関等の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を回避する。

（公共施設の耐震化等）

- 庁舎や公共施設の耐震性を確保し、室内安全対策や各種データのバックアップ強化を図るとともに、業務継続に必要な通信設備・機能、電源、燃料、車両、資機材等を整備する。
- 守谷市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・長寿命化を計画的に実施する。

（応援・協力体制の強化）

- 対応能力を超える大規模災害に備え、災害時応援協定を拡充するとともに、地方公共団体間相互の応援体制や関係機関との協力体制を構築する。
- 災害の規模や被災者ニーズに応じて関係機関の応援を迅速に受け入れるための受援計画の策定により、速やかな受入体制を整えることが必要である。

【対応方針】

（市の体制整備）
・業務継続計画に基づく行政機関の機能保持 ・通信機器、非常用発電機の整備、燃料確保 ・情報共有や業務継続に必要な通信設備の充実 ・庁内ネットワーク運営管理事業の推進 ・行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避
（公共施設の耐震化等）
・庁舎等の耐震化 ・室内安全対策等防災機能の強化 ・公共施設等総合管理計画に基づく更新・長寿命化 ・庁内ネットワーク運営管理事業の推進
（応援・協力体制の強化）
・災害時応援協定の締結 ・受援体制の強化 ・地方公共団体間の相互応援体制、関係機関との協力体制の充実

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機器を確保する

4-1：防災・災害対応に必要な通信インフラの麻ひ・機能停止

【リスク内容】

A)災害時、基地局の被災や停電により、情報通信が停止する。

【脆弱性評価結果】

電力等の長期供給停止を発生させないように、道路における無電柱化、洪水・土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

（関係機関との連携）

- 災害時の電力や情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信業者との情報共有体制について連携強化を図るとともに、臨時の携帯電話基地局等の活用による情報伝達体制の強化を図る。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、各管理者との連携のもと、無電柱化の推進や洪水・土砂災害対策・施設の老朽化対策等が必要である。

【対応方針】

（関係機関との連携）

- ・ 電力・情報通信業者との連携強化
- ・ 情報システムを維持・稼働させる非常用電源等の確保

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進
- ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化促進

4-2：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態。

【リスク内容】

A)災害時に、停電の発生によりテレビ等が使用不可となることで、迅速かつ正確な情報の収集・伝達が困難となる。

【脆弱性評価結果】

住民の災害情報の入手手段であるテレビやラジオ放送の中断等が発生するおそれがあるため、多様な情報伝達手段の整備を行うとともに、市民への普及啓発を行うことが必要である。

（多様な情報伝達手段の整備・啓発）

- 避難指示などの災害情報を確実に伝達するために、代替手段となる市民生活総合支援アプリ「Morinfo」の機能強化や、SNS、緊急速報メールなどを利用した情報伝達手段の多様化に向けた整備を行うとともに、市民の利用普及に向けた啓発活動を行う。

【対応方針】

（多様な情報伝達手段の整備・啓発）

- ・ ICT を活用した情報伝達手段の確保及び機能強化
- ・ 広報活動事業の推進
- ・ ホームページ運営管理の充実
- ・ 庁内ネットワーク運営管理事業の推進
- ・ Morinfo 等の利用普及に向けた啓発活動の推進
- ・ 情報発信の訓練
- ・ 要支援者への情報伝達

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

5-1：サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

【リスク内容】

A)市内の主要な産業拠点の機能が停止し、市の生産力が低下

【脆弱性評価結果】

被災により企業活動の維持が困難になるおそれがあることから、事業者の業務継続体制の構築や、交通基盤の整備が必要である。

（市内事業者の業務継続体制の整備）

- 災害時に企業活動を維持するため、市内の全事業者の事業継続計画の策定を推進する。
- 事業継続活動の取組を推進するために、業務継続計画の事例を市ホームページで公開するなど、業務継続計画の普及啓発を図る。

（緊急輸送道路の整備等）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、事業者の事業継続活動を維持するため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、事業者の事業継続活動を維持するため、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

【対応方針】

（市内事業者の業務継続体制の整備）
・市内事業者に対する業務継続計画策定の推奨 ・商工会補助事業の推進
（公共公益施設の耐震化）（再掲）
・橋梁長寿命化修繕事業の推進 ・各管理者の連携による道路附属物の耐震化促進
（緊急輸送道路の整備等）（再掲）
・道路の防災・減災対策の推進 ・緊急輸送道路の整備 ・緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・橋梁の長寿命化修繕の推進

5-2：エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【リスク内容】

A)市内にある住民拠点サービスステーションが被災することで、燃料供給が停止する。

【脆弱性評価結果】

燃料が不足することで復旧・復興作業に遅れが生じるおそれがあることから、サービスステーションの有効活用が求められる。

（緊急給油体制の整備）

- 住民拠点サービスステーションの追加整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーションの災害対応力の強化・推進を図る。
- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく。

（緊急輸送道路の整備等）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、エネルギー供給や社会経済活動のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、エネルギー供給や社会経済活動のため、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

【対応方針】

(緊急給油体制の整備)
・ サービスステーションとの連携による燃料供給体制の構築 ・ エネルギー事業者との供給体制の連携強化
(公共公益施設の耐震化) (再掲)
・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進 ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化促進
(緊急輸送道路等の整備) (再掲)
・ 道路の防災・減災対策の推進 ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進

5-3：食料等の安定供給の停滞

【リスク内容】

A)食品生産事業者等が被災することで、事業活動の継続が困難となる。

【脆弱性評価結果】

大規模災害時においても迅速な食料供給を維持するため、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進及び普及啓発、事業者による業務継続計画の策定を促進する必要がある。

（市内事業者の業務継続体制の整備）（再掲）

- 災害時に企業活動を維持するため、市内の全事業者の事業継続計画の策定を推進する。
- 事業継続活動の取組を推進するために、業務継続計画の事例を市ホームページで公開するなど、業務継続計画の普及啓発を図る。

【対応方針】

（市内事業者の業務継続体制の整備）（再掲）

- ・ 市内事業者に対する業務継続計画策定の推奨
- ・ 商工会活動への補助及び支援

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1：電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

【リスク内容】

- A)災害時、停電の発生による電力の供給が停止する。
- B)災害時、ガス管の損傷によるガスの供給が停止する。

【せいじやくせい脆弱性評価結果】

大規模災害により、ライフラインが停止することが予想されることから、機能の維持・確保・早期復旧を図る必要がある。

（エネルギー供給体制の強化）

- 供給施設の耐震化を促進するとともに、平時から連絡会議や訓練を行うなど、事業者との連絡体制を強化する。
- 災害発生時の停電を回避するため、家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備や燃料備蓄の導入促進を図る。
- 長期にわたる電気供給等の途絶や二酸化炭素の排出削減に備えるため、公共施設における再生可能エネルギーや蓄電設備（電気自動車等）の導入に取り組むなど、エネルギー供給源の多様化を図ることが必要である。

（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、エネルギー供給や社会経済活動のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

【対応方針】

(エネルギー供給体制の強化)
・ ライフライン関係機関との連携強化及び訓練の実施 ・ 家庭や公共施設、福祉施設等における自家発電設備の導入促進 ・ 再生可能エネルギーや自立・分散型エネルギーの導入推進
(緊急輸送道路等の整備) (再掲)
・ 道路の防災・減災対策の推進 ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進

6-2：上水道等の長期間にわたる供給停止

【リスク内容】

A)災害時、上水道管が損傷し、供給が停止する。

【脆弱性評価結果】

水道施設及び配水管などの耐震化を進めているが、現状の耐震化率は約3割程度であり、被害を受ける可能性があるため、発災時の安定給水の確保が課題である。

（水資源の有効活用）

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等について普及・促進する。

（水道施設の耐震化等）（再掲）

- 水道施設に関し、被災から1週間後も市内の約20%が断水していると想定されている（茨城県地震被害想定調査H30.12）ことから、水道施設の耐震化の推進が必要である。また、雨水、再生水などの多様な水源利用の普及促進や、避難所となる施設で、井戸等の設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組が必要である。

【対応方針】

（水資源の有効活用）

- ・ 雨水等の水資源の有効利用等の普及・促進

（水道施設の耐震化等）（再掲）

- ・ 上水道施設の耐震化推進
- ・ 応急給水体制の整備促進
- ・ 配水管整備の促進
- ・ 水道施設の適切な維持管理

6-3：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【リスク内容】

A)災害時、下水道管が破損し、機能が停止する。

【脆弱性評価結果】

下水道施設の耐震化率は2割程度であり、発災時における汚水安定処理が課題である。

（下水道施設等の整備）

- 汚水処理機能を維持するため、下水道施設や農業集落排水施設の耐震診断・耐震化を推進するとともに、老朽化している施設の長寿命化を図る必要がある。また、下水処理場における汚泥処理の停止を回避する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく。

【対応方針】

（下水道施設等の整備）（再掲）

- ・ 下水道施設の耐震化推進
- ・ 下水道施設の長寿命化推進
- ・ 適切なし尿処理の促進
- ・ 浄化センターにおける機能の維持及び改善
- ・ 農業集落排水処理施設等の維持管理の推進

6-4：鉄道、道路等の基幹インフラの長期間にわたる機能停止

【リスク内容】

- A)基幹インフラが被災することで復旧・復興が遅延する。
- B)高速道路アクセスは、谷和原 IC は問題ないものの、守谷スマート IC 設置予定箇所のアクセス路は浸水区域にあるため、水害時は使用不可能となる。

【せいじやくせい脆弱性評価結果】

市内の基幹インフラが被災することで、人々への物資供給の遅れや、帰宅困難者の増加による物資不足等が発生するおそれがあることから、平時から減災対策への取組が必要である。

（基幹インフラの強化）

- 鉄道事業者や道路管理等の関係機関と連携した鉄道網・道路網の強化と、早期の復旧のための守谷市域と常磐自動車道とのアクセス性の向上に向けた検討が必要である。

【対応方針】

（基幹インフラの強化）

- ・ 関係機関との連携による他都市とのアクセス改善に向けた道路・鉄道網の強化
- ・ 守谷スマート IC の整備検討

6-5：防災インフラの長期間にわたる機能不全

【リスク内容】

A)被災により、橋りょうの落橋や段差の発生、電柱倒壊等によるネットワークの機能が停止する。

【脆弱性評価結果】

関係機関と連携した道路・鉄道の寸断の回避や早期復旧に向けた体制構築が必要である。

（土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保）

- 災害発生時には、道路・橋りょうをはじめとする土木施設の点検・被害確認等に加え、速やかに被害査定・設計業務を行う必要があるが、業務に精通した人材が不足するため、必要な人員を確保する。

（迅速な路上がれき等の撤去に向けた連携体制の構築）

- 緊急車両や支援物資輸送車両が通行可能なルートを選定し関係機関へ統一的に情報提供、共有できるルールやシステムを構築する。
- 緊急輸送道路等の通行機能を確保し、発災後の撤去作業等を円滑に行うため、瓦れき等の除去に不可欠な重機類、資機材等の確保に向けた対策と協力体制の確立を行い、災害時の輸送体制を強化する。

（緊急輸送道路等の整備）（再掲）

- 災害による道路閉塞が発生した場合においても、救助・救急活動や物資・エネルギー供給のため、代替経路を確保する必要がある。また、道路閉塞を防止するため、路面、擁壁・法面、電柱、照明施設等、道路施設の計画的な修繕が必要である。
- 地震による橋りょうの倒壊を防止するため、橋りょうの耐震化・長寿命化を着実に進める必要がある。
- 被災による路上がれき等の撤去作業等は、建設業者等の協力が不可欠であるため、平時から防災訓練や協定の締結等により、建設業者等との連携体制を整備しておく。

【対応方針】

(土木施設の復旧・復興を担う人材の育成・確保)
・ 中小企業の事業経営に向けた補助 ・ 商工会活動の補助
(迅速な路上がれき等の撤去に向けた連携体制の構築)
・ 災害時に速やかな撤去作業を進めるため関係機関との連携を推進
(緊急輸送道路等の整備等) (再掲)
・ 道路の防災・減災対策の推進 ・ 緊急輸送道路の整備 ・ 緊急輸送路の代替輸送道路の確保 ・ 橋梁長寿命化修繕事業の推進

事前に備えるべき目標：制御不能な二次災害を発生させない

7-1：地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【リスク内容】

A)当該地震が起因となる火災や、強風などにより火災が延焼し、死傷者が発生。

【脆弱性評価結果】

災害時の被害軽減に向けた、消防施設の整備や道路・公園等の都市基盤を計画的に整備する必要がある。

（消防体制の強化）

- 災害時の被害を軽減し、市民の安全を確保するため、消防施設を整備強化するとともに、消防職員・消防団員の育成及び確保、車両及び水利の整備を引き続き進める。

（防火対策の推進）

- 木造住宅の防火対策や住宅への火災報知器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める。

（安全安心な市街地整備）（再掲）

- 安全な市街地の整備に向けて、災害時の避難や消火活動を妨げる可能性のある老朽化した建築物や移動困難な街路等を再整備するための土地区画整理事業や街路事業等を推進する必要がある。
- 自らの身は自らで守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、主体的に取り組むことができるような地域にするため、自主防災組織の育成やまちづくり協議会との連携が必要である。また、避難行動要支援者が確実に避難できる対応策について体制の確立と訓練が必要である。
- 安全な避難経路や円滑な消防活動への寄与が期待される公園等のオープンスペースの整備を推進する必要がある。

【対応方針】

(消防体制の強化)
・ 消防等の体制、装備・資機材等の更なる充実・強化 ・ 消防施設の整備推進 ・ 消防車両器具等の確実な維持管理 ・ 配水管整備や水道施設の確実な維持管理 ・ 消火栓の設置や維持管理の促進
(防火対策の推進)
・ 木造住宅の防火対策 ・ 住宅への火災報知器の設置促進 ・ 空き家対策
(安全安心な市街地整備) (再掲)
・ 無電柱化事業の推進 ・ 土地区画整理事業の推進 ・ 街路事業の推進 ・ 自主防災組織の育成等 ・ 要支援者への対応 ・ オープンスペース整備の推進

7-2：沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞，地下構造物倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

【リスク内容】

A)未耐震の建物の倒壊や電柱の倒壊により、道路が寸断され、交通麻痺が発生。

【脆弱性評価結果】

住宅建物や公共公益施設の倒壊による、人命への直接的な被害や道路寸断の発生を防ぐため、耐震化の推進や空き家対策の推進を進める必要がある。

（住宅・建築物等の耐震化）（再掲）

- 市内の住宅・建築物は、茨城県南部地震が発生した場合、全半壊合わせて最大で約7,798棟が倒壊する見込みであることから、地震による建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐため、「守谷市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物の耐震性能の向上を図る必要がある。
- 公共施設の倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全点検に取り組むとともに、ブロック塀等の個々の所有者における転倒防止対策の理解と自己点検を促進し、安全対策を図る。
- 孤立が発生した地域の被害を最小限にとどめるため、家庭での室内安全対策を等の普及啓発を進める。

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- 各管理者との連携のもと、道路利用者に公共公益施設の倒壊・破損による危害を与えないよう、アンダーパスや橋りょう及び道路附属物等の耐震化や無電柱化の推進等が必要である。

【対応方針】

（住宅・建築物等の耐震化）（再掲）

- ・ 守谷市耐震改修促進計画に基づいた住宅・建築物の耐震化の促進
- ・ 建築物内の室内安全対策の促進
- ・ 倒壊の恐れがあるブロック塀等の安全確保の推進

（公共公益施設の耐震化）（再掲）

- ・ 橋梁の長寿命化修繕の推進
- ・ 各管理者の連携による道路附属物の耐震化の促進

7-3：農地・森林等の被害による国土の荒廃

【リスク内容】

A)洪水被害により、農地・森林が荒廃する。

【脆弱性評価結果】

農地や森林が持つ国土保全機能を維持し、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの防止が必要である。

（森林の整備・保全）

○ 大雨や地震等の災害時における里山や斜面林等での土石・土砂の流出や表層崩壊などを防止するため、森林が保有する多面的機能の持続的な発揮に向け、里山や斜面林等の計画的な維持管理を推進する。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの保全機能を維持するため、関係機関と連携した農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

（担い手の確保・育成）

○ 農地の荒廃による被害拡大を防ぐため、農業の担い手を確保・育成する。

【対応方針】

（森林の整備・保全）

- ・ 森林環境の保護・保全に向けた啓発の実施
- ・ 自然環境が有する多様な機能の利用に向けたグリーンインフラの推進
- ・ 保存緑地指定等事業の推進
- ・ 森林環境譲与税の確実かつ効率的な活用による森林整備の推進

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- ・ 人・農地プランの作成及び見直しの促進
- ・ 農業集落排水処理施設等の維持管理の推進
- ・ 多面的機能支払交付金、排水機場維持管理負担金、土地改良事業各種負担金等の確実かつ効率的な活用による農地・農業水利施設等の整備推進
- ・ 鳥獣害防止対策の推進

（担い手の確保・育成）

- ・ 人・農地プランの見直し促進

事前に備えるべき目標：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【リスク内容】

- A) 災害廃棄物が大量に発生し、仮置場の容量不足が発生した場合の追加候補地が不確定であり、復旧・復興に遅延が発生する。
- B) 仮置場候補地が浸水域にあるため、浸水時に災害廃棄物を処理する箇所が不足する。

【脆弱性評価結果】

膨大な量の災害廃棄物が発生することから、迅速にかつ適正に処理するための体制を事前に整備することが必要である。

（災害廃棄物対策）

- 災害時に迅速に廃棄物を処理するため、市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地の複数設定や仮置場運営に係る人員の確保、運搬車両の確保、関係機関及び団体との連携強化など、平時より予防的施策を推進する。
- 市民が災害廃棄物を適切に排出できるようにするため、仮置場の情報や分別方法を速やかに提供し、二酸化炭素の排出抑制に向け可能な限り再生利用を行い、適正な廃棄物処理を推進する。

【対応方針】

（災害廃棄物対策）

- ・ 守谷市災害廃棄物処理計画に基づく処理計画・体制の整備
- ・ 仮置場、運搬車両、人員等の確保
- ・ 県や他の地方公共団体との連携強化
- ・ 市のごみ収集委託業者、許可業者との連携による収集・運搬
- ・ 茨城県が協定を締結している一般社団法人茨城県産業資源循環協会等の関係団体に災害廃棄物の運搬及び処理を要請
- ・ 塵埃収集事業の推進
- ・ 適正かつ適切な廃棄物処理の推進

8-2：復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

【リスク内容】

- A)市内の復旧・復興を担う業者（建設業）が不足し、復旧・復興が大幅に遅延する。
- B)市外からの支援やボランティアの受け入れ態勢が不十分であり、復旧・復興作業が大幅に遅延する。

【脆弱性評価結果】

被災後、迅速かつ的確な復興を進めるための人材が不足するおそれがあることから、平時からの育成や関係機関との連携、相互応援協定の締結等に取り組む必要がある。

（災害復旧を担う人材の育成・確保）

- 迅速な災害復旧には、地元建設業との連携が必要不可欠であることから、建設産業への若年労働者の確保と技術者を育成する。

（市の体制整備）（再掲）

- 守谷市災害時業務継続計画に基づき、災害時の優先業務を迅速に実施し復旧時間の短縮や発災直後の活動レベルの向上を図ることにより業務継続体制を強化する。
- 警察・消防等を含む行政機関等の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を回避する。

（市内事業者の業務継続体制の整備）（再掲）

- 災害時に企業活動を維持するため、市内の全事業者の事業継続計画の策定を推進する。
- 事業継続活動の取組を推進するために、業務継続計画の事例を市ホームページで公開するなど、業務継続計画の普及啓発を図る。

（迅速な復興計画の策定）

- 災害により被災した市民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。
- 被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業構造等をより良いものに改善する復興事業を効果的に実施するため、被災後速やかに復興計画を作成し、関係機関等との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

（土地境界の明確化）

- 災害後の円滑な復旧・復興に向け、事前に土地境界を明確化することが必要である。

（広域連携体制の整備）（再掲）

- 復興を支える人材等の不足を避けるため、警察災害派遣隊や緊急消防援助隊のほか、自衛隊や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など各機関等の応援部隊を受け入れて、円滑な活動を行うための連携体制を構築する。
- 市単独で十分な応急・復旧対策ができない場合に備えるため、相互応援協定など、他自治体や防災関係機関との連携を図る。

【対応方針】

(災害復旧を担う人材の育成・確保)
・地元建設業における担い手確保・技術者育成の促進 ・守谷市災害対策協力会等の関係団体との連携強化 ・中小企業の事業経営に向けた補助 ・商工会活動の補助
(市の体制整備) (再掲)
・業務継続計画に基づく行政機関の機能保持 ・通信機器、非常用発電機の整備、燃料確保 ・情報共有や業務継続に必要な通信設備の充実 ・庁内ネットワーク運営管理事業の推進 ・行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避
(市内事業者の業務継続体制の整備) (再掲)
・市内事業者に対する業務継続計画策定の推奨 ・商工会活動への補助及び支援
(迅速な復興計画の策定)
・セーフティーネットの確保に向けた取組推進 ・迅速な復興計画の策定に向けた対応の整理
(土地境界の明確化)
・地籍調査事業の推進
(広域連携体制の整備) (再掲)
・消防相互応援体制の連携強化 ・守谷サービスエリアの活用検討 ・市町村災害救助法等の確実な施行に向けた検証 ・日本赤十字社地区事業の推進 ・市外からの支援及びボランティアの受け入れ態勢の検証

8-3：貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【リスク内容】

- A)被災により、指定文化財や環境的資産が被害を受けるおそれがある。
- B)自治会の加入率は 67.0%であるため、被災時に共助が機能しないおそれがある。

【脆弱性評価結果】

災害発生時における文化財の保護を適切かつ迅速に行うため、災害対応能力の向上と防災体制の強化を進める必要がある。被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は、地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、その育成に取り組む必要がある。

（文化財・環境的資産の保全）

- 文化財の定期的な維持管理等を行い、被害を最小限にとどめる。
- 生活や文化の背景にある自然資源を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 災害に見舞われた場合であっても、復旧・復興の機会に地域独自の文化等の伝承の視点を加えて、より良い地域づくりを实践できるよう、平時から文化資源の保存・活用に資するソフト事業を実施することで、次代への継承を図る。

（自主防災組織・自治会活動の活性化）

- 災害時の被害を抑制するためには、「地域の安心・安全は地域で守る」という考えが重要であり、自治会・町内会等のコミュニティ組織やその単位での防災組織の一層の充実・強化を図る。
- 市民が自ら身の安全を確保し、地域の防災活動に積極的に参加するよう、守谷市防災ハザードマップの普及・活用等により、防災意識の高揚を図る。
- 自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できる姿を目指して、防災教育に取り組む。

【対応方針】

（文化財・環境的資産の保全）

- ・文化財保護意識の向上
- ・文化財保護体制の強化
- ・文化財の維持・管理への支援
- ・自然環境が有する多様な機能の利用に向けたグリーンインフラの推進

（自主防災組織・自治会活動の活性化）

- ・市民同士の助け合い、連携による災害対応力の向上
- ・地域コミュニティ機能の平常時からの維持・向上
- ・自主防災組織の育成・支援
- ・地域防災訓練活動育成事業の推進
- ・消防団の充実及び消防団員の活動強化

8-4：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【リスク内容】

- A)市内の主要な工場が被災し稼働停止している企業への支援が必要。経済支援はあるものの、事業用地の提供については不明確。
- B)仮設住宅、仮店舗等の候補地が不明確であるため、整備や復興の遅延が発生。

【脆弱性評価結果】

災害復旧・復興を迅速に取り組むため、様々な生活支援が必要となる中、仮設住宅の確保を検討する必要がある。

（仮設住宅等の用地や支援金の確保）

- 応急仮設住宅の建設、民間住宅の借上に関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、宿泊施設の一時転用による住居確保なども含め、借用した民間住宅の提供体制を整備する。
- 被災した事業者が速やかに経済活動を再開できるよう、被災状況等を勘案しながら、必要に応じて事業者の移転先用地の整備や民有地の活用に取り組む。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備・検証する。

（土地境界の明確化）（再掲）

- 災害後の円滑な復旧・復興に向け、事前に土地境界を明確化することが必要である。

【対応方針】

（仮設住宅等の用地や支援金の確保）

- ・ 災害被災者見舞金等の確実な支援に向けた検証
- ・ 被災者の生活再建に向けた支援の検証
- ・ 仮設住宅等の建設候補地の設定

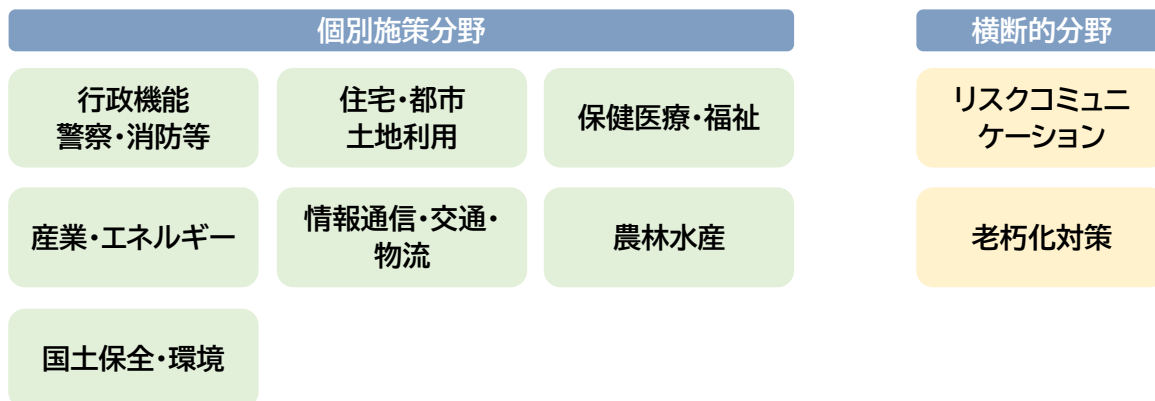
（土地境界の明確化）

- ・ 地籍調査事業の推進

第4章 施策分野ごとの対応方針

1. 施策分野の設定

本計画では、効果的に強靱化を推進するため、基本目標や基本方針を踏まえ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、市民の分かりやすさ、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、基本計画や県計画において設定された施策分野に留意しつつ、必要な施策分野として、次の7つの個別分野と2つの横断的分野を設定する。



【参考】基本計画及び県計画による施策分野の設定

基本計画		県計画	
12 の 個 別 施 策 分 野	行政機能/警察・消防等/防災教育等	7 の 個 別 施 策 分 野	行政機能/警察・消防等
	住宅・都市		住宅・都市・住環境
	保健医療・福祉		保健医療・福祉
	エネルギー		産業・エネルギー
	金融		情報通信・交通・物流
	情報通信		農林水産
	産業構造		国土保全
	交通・物流	3 つ の 横 断 的 分 野	リスクコミュニケーション
	農林水産		老朽化対策
	国土保全		研究開発
	環境	5 つ の 横 断 的 分 野	
	土地利用		
	リスクコミュニケーション		
	人材育成		
	官民連携		
	老朽化対策		
	研究開発		

2. 施策分野とリスクシナリオ・対応方針の対応及び目標指標の設定

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
行政機能 警察・消防等	2-1、2-2	・物資の備蓄、調達・供給体制の整備			
	2-3、8-2	・広域連携体制の整備			
	2-4、8-2	・帰宅困難者の受入体制の確保			
	3-1	・市の体制整備			
	3-1	・応援・協力体制の強化			
	4-1	・関係機関との連携			
	7-1	・消防体制の強化			
	7-1	・防火対策の推進			
	8-2	・迅速な復興計画の策定			
	8-3	・文化財・環境的資産の保全			
	8-4	・仮設住宅等の用地や支援金の確保			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	防災倉庫数		箇所	20	25
	備蓄目標に対する備蓄割合		%	10	25
	災害協定締結数		団体	40	48
	市庁舎における非常用発電機稼働時間		時間	2	72
	災害時物資供給協定締結数		事業所	13	16
	空き家率		%	9(H30)	8
	担当課				
交通防災課 管財課 建設課 都市計画課					

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
住宅・都市 土地利用	1-1、1-2、7-1	・安全安心な市街地整備			
	2-1、6-2	・水道施設の耐震化等			
	1-2	・排水処理機能の向上			
	2-6、6-3	・下水道施設等の整備			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	無電柱化されている地区面積		ha	45.26	59
	緑地率		%	47.41(R2)	46
	水道施設の耐震化率		%	40	40
	下水道施設の耐震化率		%	12	12
	担当課				
	都市計画課 上下水道課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
保健医療福祉	2-3	・救急・救助活動体制の強化・整備			
	2-5	・地域の医療機関との連携			
	2-6	・感染予防対策の推進			
	2-7	・ワクチン接種の推進			
	2-7	・密集・密接・密閉の回避			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	麻しん風しん予防接種の接種率		%	99.4	100
	避難所における簡易トイレ等の保有数		人分	39,762	地域防災計画 改定時検証
	新型コロナウイルスワクチン接種率		%	88.0	－※
	避難所における感染予防対策の検証		種類	毎年検証	
	担当課				
	保健センター 交通防災課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
産業 エネルギー	5-1、5-3、8-2	・ 市内事業者の業務継続体制の整備			
	5-2	・ 緊急給油体制の整備			
	6-1	・ エネルギー供給体制の強化			
	6-2	・ 水資源の有効活用			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	事業者に対する業務継続計画策定の啓発活動回数		回	1	1
	災害時燃料優先供給協定締結数		団体	1	2
	避難所における冷暖房施設による自家発電設備の設備率		%	0	100
	担当課				
	交通防災課、経済課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
情報通信 交通・物流	1-4	・情報の収集・伝達			
	1-4	・情報伝達手段の確保・整備			
	2-4	・情報システムの機能強化			
	2-1、2-2、2-3、2-5、 5-1、5-2、6-1	・緊急輸送道路の整備等			
	2-4	・交通インフラの早期復旧			
	4-2	・多様な情報伝達手段の整備・啓発			
	6-4	・基幹インフラの強化			
	6-5	・迅速な路上がれき等の撤去に向けた連携体制の構築			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	洪水浸水想定区域別発令に着目したタイムラインの検証		—	毎年検証	
	テレビ、ラジオ以外の情報伝達手段数		種類	5	6
	道路改良率		%	69.64(R2)	70
	都市計画道路の整備率		%	76.55	77
	洪水浸水想定区域別避難指示等の発令基準の検証		—	毎年検証	
	担当課				
	交通防災課 建設課 都市計画課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
農林水産	7-3	・ 農地・ 農業水利施設等の保全管理			
	7-3	・ 担い手の確保・ 育成			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	農地の集積率		%	51.55(R2)	60
	人農地プランの中心経営体の数		経営体	57(R2)	60
	認定農業者数		経営体	37	37
	担当課				
	経済課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
国土保全 環境	1-2	・河川改修・雨水幹線の整備			
	1-2、1-3、1-4	・守谷市防災ハザードマップ等の見直し及び普及			
	1-3	・土砂災害防止機能の老朽化対策			
	1-3	・土砂災害警戒区域における居住者支援			
	7-3	・森林の整備・保全			
	8-1	・災害廃棄物対策			
	8-2、8-4	・土地境界の明確化			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	土砂災害警戒区域の県の指定率		%	100	100
	防災ハザードマップの見直し・検証		—	毎年検証	
	仮置場の候補地数		箇所	1(R2)	1
	地籍調査の対象面積に対する進捗率		%	23.29(H28)	36
	担当課				
	交通防災課 生活環境課 建設課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
リスクコミュニケーション	8-3	・ 自主防災組織・ 自治会活動の活性化			
	6-5	・ 土木施設の復旧・ 復興を担う人材の育成・ 確保			
	8-2	・ 災害復旧を担う人材の育成・ 確保			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	自主防災組織結成率		%	79.6(R2)	83
	防災訓練参加人数		人	2,173(R2)	12,000
	消防団員数		人	214(R2)	300
	消防団員の研修・訓練等参加人数		人	617(R2)	1,000
	自治会加入率		%	67(R2)	72
	防災訓練の参加率		%	3.1(R2)	17
	担当課				
	市民協働推進課 交通防災課				

施策分野	リスクシナリオ	対応方針			
老朽化対策	1-1、2-1、2-2、2-3、2-5、4-1、5-1、5-2、7-2	・ 公共公益施設の耐震化			
	2-1、2-2、2-3、2-5、5-1、5-2、6-1	・ 緊急輸送道路の整備等（再掲）			
	1-1、2-2、7-2	・ 住宅・建築物等の耐震化			
	2-1、6-2	・ 水道施設の耐震化等（再掲）			
	2-5	・ 医療施設の耐震化等			
	3-1	・ 公共施設の耐震化等			
	2-6、6-3	・ 下水道施設等の整備（再掲）			
	目標指標				
	指標名		単位	現況（R3）	目標（R8）
	住宅の耐震化率		%	96.3	概ね解消※
	公共施設の耐震化率		%	100	100
	下水道施設の耐震化率（再掲）		%	12	12
	下水道施設（污水管路）の耐震化率		%	24	25
	排水樋管施設点検回数		回/年	51	51
	上水道施設（配水池）の耐震化率		%	40	40
	緊急輸送道路の橋梁耐震化率		%	75	100
	子育て支援施設の耐震化率		%	75	100
	配水管路の耐震適合率		%	29.7(R2)	31
	担当課				
	管財課 上下水道課 建設課 のびのび子育て課 すくすく保育課				

※目標値については、国の動向に合わせて対応していく

第5章 計画の推進体制

1. 重点化の設定

限られた資源、財源の中で本市の強靱化を効果的に進めるため、人命保護を最優先とするとともに、以下に示す視点から、29のリスクシナリオのうち、14のリスクシナリオを重点化項目とする。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	・当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	・当該施策に係わる指標等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	・当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
基本計画や県計画への寄与	・当該施策が市外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

■重点化するリスクシナリオ（最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	新型コロナウイルス感染症の拡大
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	鉄道、道路等の基幹インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

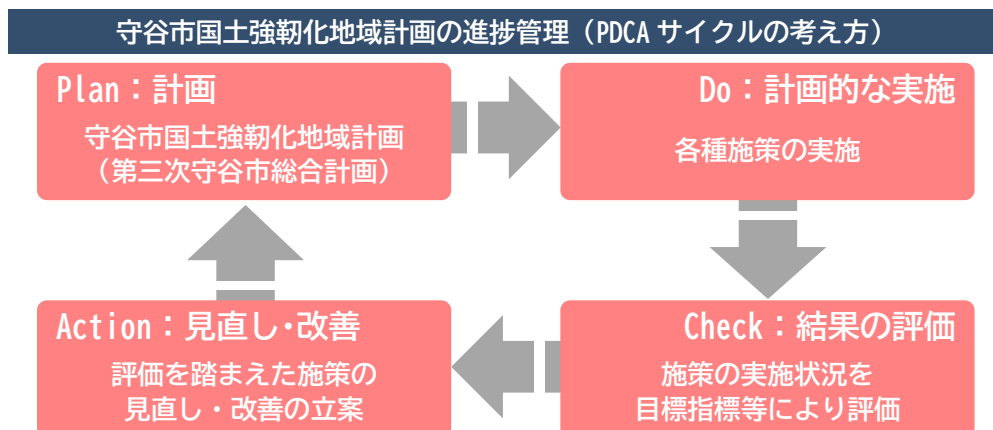
■重要業績指標（KPI）

該当する重点シナリオ	指標名	単位	現況（R3）	目標（R8）
1-1、2-1、2-3、3-1、4-2、6-2、6-4、7-1	公共施設の耐震化率	%	100	100
1-1、2-1、2-3、6-4、7-1	空き家率	%	9(H30)	8
1-2、2-6、6-3	下水道施設（污水管路）の耐震化率	%	24	25
1-2、2-1、2-7、6-3	排水樋管施設点検回数	回/年	51	51
1-1、2-1、2-3、3-1、4-2、6-4、7-1	緊急輸送道路の橋梁耐震化率	%	75	100
2-6、6-2	配水管路の耐震適合率	%	29.7(R2)	31
1-4、4-2	テレビ、ラジオ以外の情報伝達手段数	種類	5	6
1-1、2-1、2-3、3-1、4-2、6-4、7-1	道路改良率	%	69.64(R2)	70
1-1、2-1、2-3、3-1、4-2、6-4、7-1	都市計画道路の整備率	%	76.55	77
2-1	備蓄目標に対する備蓄割合	%	10	25
8-2	災害協定締結数	団体	40	48
2-1	災害時物資供給協定締結数	事業所	13	16
8-2	自主防災組織結成率	%	79.6(R2)	83
8-2	消防団員数	人	214(R2)	300
8-2	地籍調査の対象面積に対する進捗率	%	23.29(H28)	36

2. 具体的な取組の推進と進捗管理

本計画に位置付けられた施策は多岐にわたることから、「第三次守谷市総合計画」等と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

効果的かつ効率的な推進のため、PDCA サイクルを展開し、社会情勢や取組の達成状況等も踏まえて実施する。



守谷市国土強靱化地域計画

発行年月：令和２年４月 初 版
 令和４年 月 第２版

発行編集：守谷市役所
事 務 局：生活経済部 交通防災課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
TEL 0297-45-1111（内線 1 4 0）
FAX 0297-45-6526
ホームページ <https://www.city.moriya.ibaraki.jp/>